

## 各連結法人の平均売上金額の計算等に関する明細書

連結事業年度　　：　　：　　法人名　　（　　）

# I 平均売上金額の計算に関する明細書

連 結 事 業 年 度 又 は 事 業 年 度	売 上 金 額	当該連結事業年度の月数 (1)の連結事業年度の月数又は 事業年度の月数	改 定 売 上 金 額 (2) × (3)
1	2	3	4
売上調整年度	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	_____	円
当期			
計			
平均	売 上 金 額		円
	((4)の計) ÷ (1 + 売上調整年度数)	5	

## 明細額に付する研究費の額の関連性

### Ⅲ 前期繰越分に係る税額控除の判定基準となる試験研究費の額の計算に関する明細書

## 別表六の二 (四) 付表一の記載の仕方

1 この明細書のⅠは、連結法人が措置法第68条の9第2項(試験研究費の総額に係る法人税額の特別控除)の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この明細書は適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかっこの中に記載してください。

2 「売上調整年度」には、当期に係る連結親法人事業年度開始日の3年前の日から当期の開始日の前日までに開始した各連結事業年度又は各事業年度を記載します。

3 「当該連結事業年度の月数」  
  (1)の連結事業年度の月数  
  又は事業年度の月数      3 の記載に当たつ

ては、月数は暦にしたがって計算し、1月に満たない端数は1月とします。

4 「売上金額2」の各欄及び「改定売上金額4」の「当期」欄には、棚卸資産の販売その他事業として継続して行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供に係る収益の額(営業外収益の額を除きます。)を記載します。

5 「平均売上金額5」の「売上調整年度数」は「1」に記載した事業年度又は連結事業年度の数により計算します。

6 この明細書のⅡは、連結法人が措置法第68条の9第3項(特別共同試験研究費に係る法人税額の特別控除)の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この場合に、その特別共同試験研究費の額が措置法令第27条の4第19項第1号又は第3号から第5号まで(特別な試験研究)に掲げる試験研究に係るものであるときには、措置法規則第22条の23第13項又は第15項から第17項まで(試験研究費の額が増加した場合等の法人税額の特別控除に係る証明等)に定めるところにより、所定の証明書の添付が必要とされますので御注意ください。

7 この明細書のⅢは、連結法人が措置法第68条の9第4項(連結繰越税額控除限度超過額に係る法人税額の特別控除)の規定の適用を受ける場合に記載します。

8 「(8)のうち特別償却実施額」の各欄は、「当該連結事業年度の試験研究費の額8」のうちに措置法第68条の20の2第1項(開発研究用設備の特別償却)の規定により償却費として損金の額に算入された金額が含まれている場合に記載します。